

## 共通編（計画の進行管理とロードマップ）

## 計画の進行管理とロードマップ

将来像である「安全・安心・快適に暮らし続けることができる災害に強いまち」を実現するためには、市民と行政がそれぞれの役割を認識し、協働で取り組むことが重要です。そのためにPDCAサイクルを展開し、計画の適切な進行管理に努めます。

「防災・減災編（地震）」、「防災・減災編（水災害）」及び「事前復興編」では、各編で設定した将来像を実現するために必要な基本方針などを示しています。

都市のリスクに対する解決策は多様にあり、決まった答えはありません。そのため、災害が発生するまで、繰り返し検討していくことが求められます。計画策定後も、災害ハザード情報を収集し、リスクが発生しそうな箇所への未然防止策の検討や、ワークショップなど踏まえた知見を、計画見直し時に反映します。

また、本計画の推進にあたり、次ページに示すロードマップを描くことによって、着実に防災都市づくりを進めていきます。

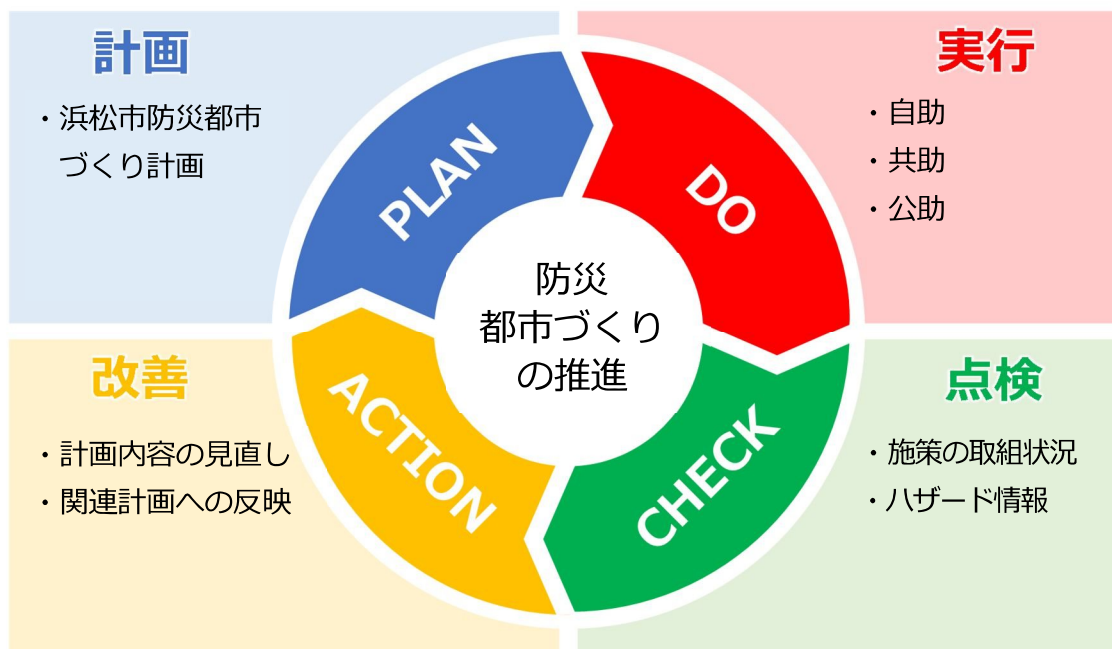


図 計画の進行管理

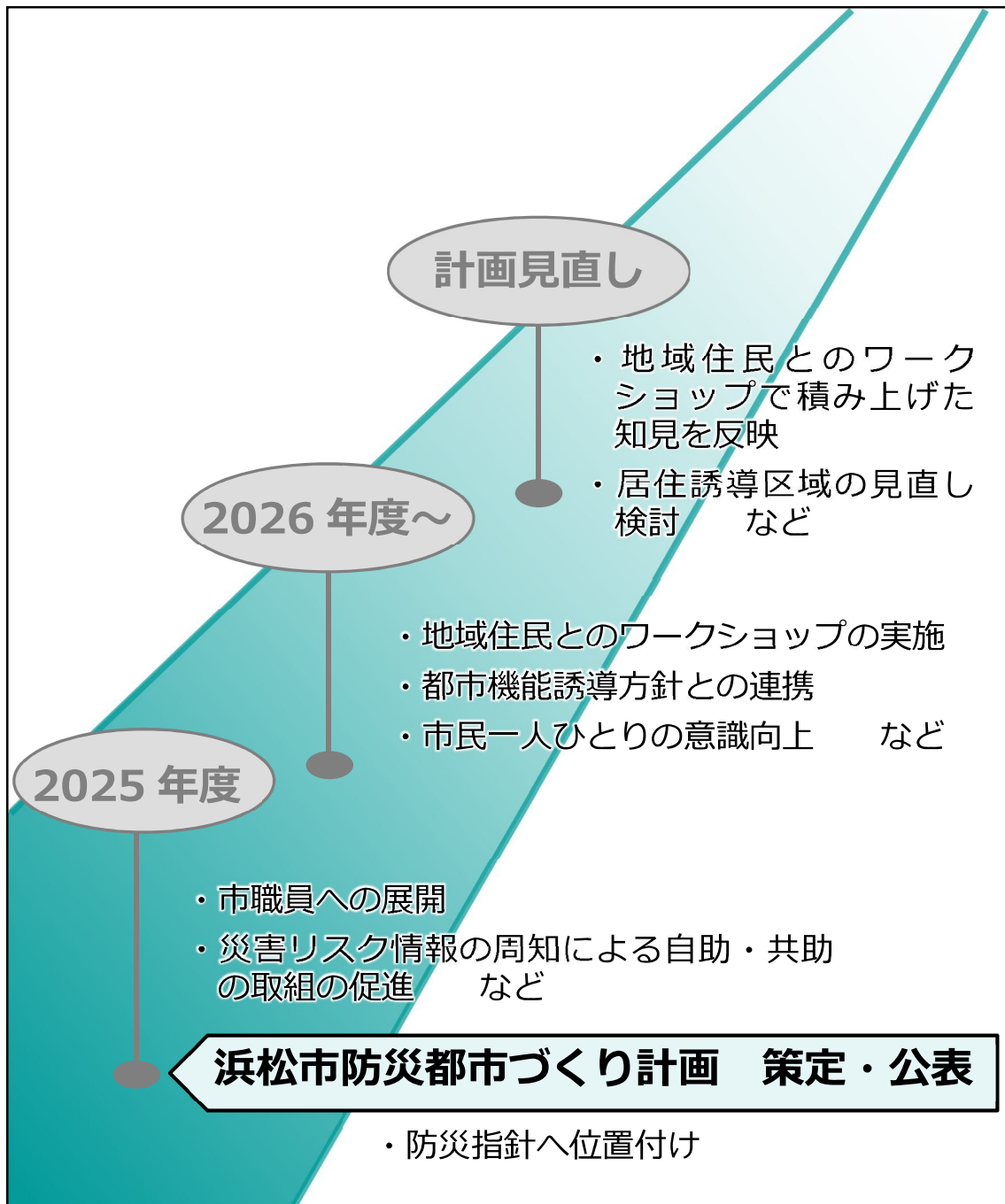
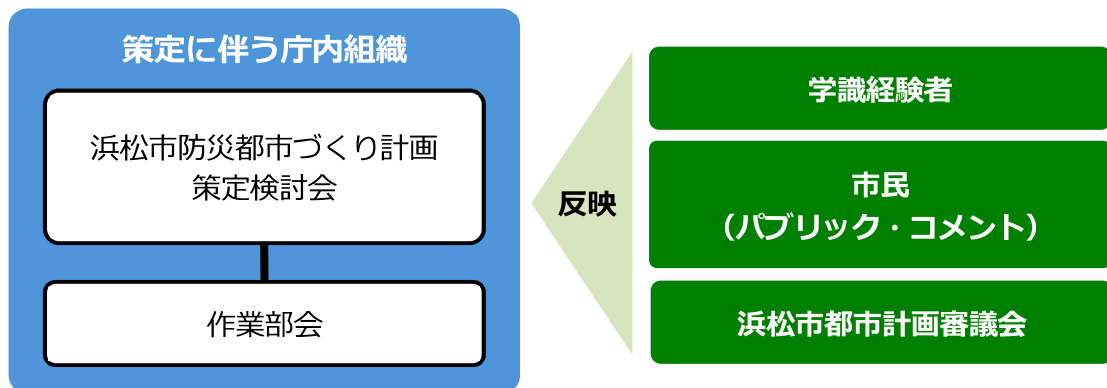


図 防災都市づくりの推進に向けたロードマップ

## 參考資料

## 参考資料 1 策定体制等

### <策定体制>



### <策定経緯>

年月		検討会など
令和4年度	8月	第1回策定検討会 第1回策定検討会（作業部会）
	3月	第2回策定検討会（作業部会）
令和5年度	4月	第1回意見聴取会（学識経験者）
	6月	第2回意見聴取会（学識経験者）
	11月	第3回策定検討会（作業部会）
	2月	第2回策定検討会
	3月	第4回策定検討会（作業部会） 第3回策定検討会
令和6年度	5月	第5回策定検討会（作業部会）
	6月	第3回意見聴取会（学識経験者）
	8月	第4回意見聴取会（学識経験者）
	9月	第6回策定検討会（作業部会） 第5回意見聴取会（学識経験者）
	10月	第4回策定検討会
	1月	第7回策定検討会（作業部会） 第6回意見聴取会（学識経験者）
	3月	第5回策定検討会
令和7年度	9月	市議会（建設消防委員会）への報告
	10月	パブリック・コメントの実施
	1月	都市計画審議会への諮問
	3月	市議会（建設消防委員会）への報告、計画策定

<検討組織>

◆浜松市防災都市づくり計画策定検討会

部局名	委員
危機管理監	危機管理課長
都市整備部	都市計画課長（事務局）
	北部都市整備事務所長
	土地政策課長
	市街地整備課長
	建築行政課長
	住宅課長
	緑政課長
	公園課長
土木部	道路企画課長
	道路保全課長
	河川課長
消防局	警防課長
上下水道部	下水道工事課長

※作業部会の委員は、各課のグループ長にて構成

◆学識経験者

氏名	大学名
中林 一樹	東京都立大学 名誉教授
加藤 孝明	東京大学生産技術研究所 教授
秀島 栄三	名古屋工業大学大学院 教授
小野 悠	豊橋技術科学大学 准教授

## 参考資料 2 用語集

用語	解説
<b>あ行</b>	
雨水出水（内水）	堤防から水が溢れなくても、河川へ排水する川や下水路の排水能力の不足などが原因で、降った雨を排水処理できなくて引き起こされる氾濫。
雨水貯留浸透施設	下水道や河川に雨水が一気に流出することを抑制するための施設のこと。雨水調整池・雨水貯留管など雨水を構造物に一時貯留する施設や、浸透ます・浸透トレンチ・透水性舗装など雨水を地面に浸透させる施設の総称。
液状化現象	液状化とは、地震が発生して地盤が強い衝撃を受けると、今まで互いに接して支えあっていた土の粒子がバラバラになり、地盤全体がドロドロの液体のような状態になる現象のこと。
延焼遮断帯	地震に伴う市街地火災の延焼を阻止する機能を果たす道路、河川、鉄道、公園等の都市施設及びこれらと近接する耐火建築物等により構成される帯状の不燃空間。震災時の避難経路、救援活動時の輸送ネットワークなどの機能も担う。
オープンスペース	公園・広場・道路・河川・農地など、建物によって被われていない土地や空間のこと。
<b>か行</b>	
洪水（外水氾濫）	大雨や雪どけなどによって河川流量が普段より増大し、氾濫すること。
幹線避難路	一時、避難していた緊急避難場所からより安全な緊急避難場所まで必要に応じて住民等を迅速に避難させるための道路。
旧耐震基準	1981（昭和56）年5月31日以前の建築基準法による耐震基準のこと。
狭あい道路	幅員4m未満の道路のこと。
居住誘導区域	人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。
拠点ネットワーク型都市構造	基幹的な公共交通沿線に都市機能が集積した複数の拠点が形成され、その拠点と公共交通を中心に都市が集約されるとともに、拠点が公共交通を基本として有機的に連携されたコンパクトな都市構造のこと。
緊急輸送路	有事の際の緊急輸送を確保するため必要な道路として、あらかじめ指定されたもの。
緊急避難場所	災害の危険が切迫した緊急時において一時的に安全を確保するため、本市が指定した施設。

用語	解説
区域区分	都市計画法に基づき、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域における市街化区域と市街化調整区域を区分すること。市街地の拡大・縮小の可能性、良好な環境を有する市街地の形成、緑地など自然環境の整備又は保全への配慮の視点から行うことが望ましいとされる。
グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組のこと。
浜松市国土強靱化地域計画	浜松市総合計画が目指す本市の将来像を踏まえ、国土強靱化の観点から、大規模自然災害が発生しても致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を併せ持つ「強靱な浜松」のまちをつくるための施策を、総合的・計画的に推進する指針。
<b>さ行</b>	
災害拠点病院	災害時において、重症患者の受入れや広域医療搬送への対応等の役割を担う病院。
災害対策本部	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、災害対策を実施するため、災害対策基本法に基づき設置される体制。
災害復旧・復興本部	災害が発生し、災害応急対策に一定の目途が立った後、復旧・復興対策を実施する必要がある場合に設置される体制。
災害復興計画	単に被災前の姿に戻すことにとどまることなく、総合的かつ長期的な視野に立ち、より安全で快適な空間創造を目指すことについて定めるもの。計画は、基本方針（ビジョン）と、都市・農山漁村復興、住宅復興、産業復興等からなる分野別により構成する。
再生可能エネルギー	太陽光、風力、水力、地熱、大気中の熱、バイオマスなど、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇せず繰り返し使えるエネルギーのこと。
市街化区域	都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域として、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。無秩序な市街地の拡大を防止し、農地や自然環境を保全していくことを目的とする区域。
市街地開発事業	都市計画法に基づき、一定の地域を対象に、公共施設の整備と宅地の開発を総合的な計画のもとで一体的に行う事業。
市街地再開発事業	都市再開発法に基づく都心などの既成市街地整備の手法の一つであり、土地利用上や防災上の問題を抱えた市街地において、敷地の統合、共同建築物への建て替え、街路、公園などの公共施設やオープンスペースの確保により、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るための事業のこと。

用語	解説
事業継続計画 (BCP)	企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画。
自主防災組織	災害発生時はもちろんのこと、日頃から地域住民と一緒にあって防災活動に取り組むための組織。
静岡県第4次 地震被害想定	県内の市町村・住民などが今後の地震・津波対策の基礎資料として活用することを目的に、静岡県が地震・津波で想定される人的・建物被害などの程度を定量・定性的な指標で示したものの。
市民の森	「浜松市緑の保全及び育成条例」に基づき、緑豊かな環境の形成に重要な役割を果たしているものとして、市長が定める樹林地等。
消防水利	消防活動に必要な水利施設のこと。消火栓、私設消火栓、防火水そう、プール、河川、池、海、湖など。
将来都市構造	都市計画の基本理念や目標を実現するための都市を形づくる空間的な構造について、都市の骨格を構成する「都市全体に関わる土地利用」「都市活動を支える各機能が集積した拠点」「拠点を結ぶ都市の主要なネットワーク」などにより、その特徴を表すもの。
生産緑地地区	都市計画法に基づく地域地区の一つであり、市街化区域において、公害や災害の防止、生活環境の確保などに相当の効果が期待でき、公共施設等の用地として適しているなどの優れた農地等を計画的に保全する目的で定める地区のこと。
<b>た行</b>	
耐震性防火水槽	地震動の影響を受けても水漏れを起こさない防火水槽。
地域防災計画	市民の生命、身体及び財産を災害等から守るため、防災に関する業務や対策などを定めたもの。
地区計画	都市計画法に基づき、地区の特性を生かした良好な環境の整備や保全を目的として、都市施設などの配置や建築物の用途、高さ、壁面位置、敷地の規模などについて、住民の意向を反映し、地区のルールとして定める都市計画のこと。
地籍調査	国土調査法に基づく「国土調査」の一つとして実施されているもの。主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査のこと。
道路啓開	緊急車両等の通行のため、早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正等により救援ルートを開けること。

用語	解説
都市機能誘導区域	医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し、集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。
都市基盤	社会、経済、産業などの都市活動を維持し、発展を支える基幹的な施設のこと。都市計画においては、道路、公園・緑地、上下水道、河川などが該当する。
都市計画基礎調査	都市計画法に基づき、おおむね5年ごとに実施する都市計画に関する基礎調査のこと。人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量などに関する現況及び将来の見通しについての調査を行う。
都市計画区域	市町村の行政区域にとらわれず、土地利用の状況及び見通し、地形などの自然的条件、通勤、通学などの日常生活圏、主要な交通施設の設置の状況、社会的、経済的な区域の一体性などから総合的に判断し、現在及び将来の都市活動に必要な土地や施設が相当程度その中で充足できる範囲を、実質上一体の都市として整備、開発及び保全する必要がある区域。
都市計画道路	機能的な都市活動が十分に確保されるよう都市の基盤施設として、都市計画法に基づいて都市計画決定した道路であり、都市及び都市交通の将来像を踏まえ、都市全体におけるネットワークの将来の姿として定められたもの。
都市計画マスタープラン	都市の将来像や土地利用の方向性、都市施設(道路や公園など)の配置方針を明らかにした、都市計画の基本的な方針。
都市的土地利用	農林業用地や森林、河川などの自然的土地利用に対し、人為的に整備、開発された住宅用地、工業用地、事務所・店舗用地、一般道路などの土地利用のこと。
土地区画整理事業	市街地開発事業の一つであり、土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、道路、公園、河川などの公共施設を整備・改善するとともに、土地の区画を整えて宅地の利用の増進を図る事業のこと。
<b>な行</b>	
内水氾濫	堤防から水が溢れなくても、河川へ排水する川や下水路の排水能力の不足などが原因で、降った雨を排水処理できずに引き起こされる氾濫。
南海トラフ巨大地震	南海トラフ地震は、駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として概ね 100～150 年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震。
二次救急病院	災害時において、中等症、重症患者の受入れや重症患者の災害拠点病院への搬送等の役割を担う病院。

用語	解説
<b>は行</b>	
ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。
浜松市総合雨水対策計画	長期的な視点で将来の気候変動や計画規模を大きく上回る豪雨が発生した際、被害の軽減を図ること、浸水被害からの早期復旧を図ることを最終目標として掲げ、その目標を達成するために当面 10 年の短期的な取組方針を位置付けるもの。
浜松市津波防災地域づくり推進計画	国が示す津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針に基づき、津波から市民の生命、財産及び産業基盤を守り、安心して暮らすことのできる魅力あるまちを目指すため、ハード・ソフト施策を組み合わせた津波防災地域づくりの総合ビジョンを示す計画。
被災市街地復興推進地域	建築物の集中的な倒壊や面的な焼失が生じた区域で、公共施設の整備状況や土地利用の動向等から、そのまま放置しておけば不良な街区が形成されるおそれのある区域について、必要最小限の建築行為等の制限を行うとともに、面的な整備事業によりできるだけ早期の整備を図る地域。
復旧	被災した河川、道路などの公共土木施設や学校等の公共施設、ライフライン等を被災前と同じ機能に戻すこと。
復興	被災前の状況と比較して「安全性の向上」や「生活環境の向上」、「産業の高度化や地域振興」が図られる等の質的な向上を目指すこと。
復興計画審議会	災害復興計画を策定する災害復興計画策定委員会の諮問機関で、広く市民各層や学識経験者より構成される。
復興事前準備	平時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、復興に資するソフト的対策を事前に準備すること。
復興まちづくり	市町村が中心となり、専門家の参画を含めて、住民との合意形成のもと市街地整備を進めること。
不燃化	火災が起きにくい耐火性の高い建築物への更新や新築を促進し、火災が広がりにくい市街地を形成していくこと。
防火地域、準防火地域	都市計画法に基づく地域地区の一つであり、建築物が密集する市街地において火災による延焼を防除するために指定する地域のこと。建築物の規模などに応じて必要となる構造や防火施設の設置などが建築基準法で規定されている。
防災指針	居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針で、立地適正化計画に定めるもの。

用語	解説
<b>ま行</b>	
マイ・タイムライン	住民一人ひとりのタイムライン（防災行動計画）であり、台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするもの。
密集市街地	老朽化した木造の建築物が密集し、十分な公共施設が整備されていないことから、火事又は地震が発生した場合において延焼防止機能及び避難機能が確保されていない市街地のこと。
無電柱化	道路の地下空間を活用して、電力線や通信線などをまとめて収容する電線共同溝などの整備による電線類地中化や、表通りからみえないように配線する裏配線などにより道路から電柱をなくすこと。
<b>や行</b>	
要配慮者	災害が発生した時に特に配慮や支援が必要となる者（高齢者、障害のある人、乳幼児のほか、妊産婦、傷病者、内部障害者、難病患者など）。
<b>ら行</b>	
罹災証明書（りさい）	災害が発生した場合において、住家の被害程度を証明する書面。
立地適正化計画	都市再生特別措置法に基づき市町村が作成する、都市計画区域内の住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画のこと。
<b>わ行</b>	
ワークショップ	平時から市民に被害想定や復興まちづくりへの理解を深めてもらうために、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら意見や提案をまとめ上げていく場のこと。



## 浜松市防災都市づくり計画

2026年3月策定

浜松市 都市整備部 都市計画課

〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2

TEL 053-457-2371 FAX 050-3737-6815

E-mail [toshikei@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:toshikei@city.hamamatsu.shizuoka.jp)